特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
23	特別児童扶養手当に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上関町は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上関町長

公表日

令和4年6月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 (天) (王) (月 千以 1. 特定個人情報ファイル)	を取り扱う事務			
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務			
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当認定請求書等の受付や、県へ の進達事務を行っている。			
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①特別児童扶養手当認定請求書の受付に関する事務 ②特別児童扶養手当所得状況届の受付に関する事務 ③特別児童扶養手当資格喪失届の受付に関する事務			
	番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報 提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を 用いて行う。			
③システムの名称	中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
児童扶養手当ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37項 平成26年内閣府·総務省令第5号第29条			
4. 情報提供ネットワークシ				
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する] 2) 実施しない(3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】46項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】37条			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	保健福祉課			
②所属長の役職名	保健福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求			
	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 0820-62-0311			
請求先	工			
ままた。 8. 特定個人情報ファイルの				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいける。		[1,000人未満(任意実施)]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和4	4年6月15日 時点			
2. 取扱者勢	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4	4年6月15日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	ド重点項目評価書 ド全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、そ	それぞれ重点項目評	価書又は全項目評価書において、リス			
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワー	-クシステムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供オ	ペットワークシステム]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査 [〇] 外部監	査		
9. 従業者に対する教育・啓	养					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

<u> </u>	7.				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月15日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月15日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島503番地 0820-62-0311	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 0820-62-0311	事後	
	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島503番地 0820-62-0311	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 0820-62-0311	事後	
令和4年6月20日	1利用停止請來	山口県能毛郡上関町大字長島448番地	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地	事後	
令和4年6月20日	8.特定個人情報ファイルの取	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地	事後	